

## 第6期活動方針（案）

新型コロナウイルスの影響により、今年度の活動は基本的には災害発生時においても憂慮する必要が有ると考えます。

被災地にウイルスを持ち込まない・被災地からウイルスを持ち帰らない。

2次・3次の感染を抑えるためには、災害ボランティアとは言え自粛するのが望ましいと考えています。

しかし、自然災害は待つてはくれません。

別紙の活動時のガイドラインに沿っての活動といたします。

後方支援については必要に応じて行いますが、何をするのかを意見を出し合ひましょう。

皆さんの災害ボランティアにおけるスキルアップを今年は図る良い機会でもあると考えから、ダッシュ隊徳島との協業にてスキルアップ研修会を実施する方向です。

また、近年の災害ボランティアでは本来のボランティアから離れた形が多く見受けられ、本来の目的から乖離している団体も多く見受けられますが、我々はボランティアの基本を遵守した方針を守って活動をして行きたいと考えます。

よって、財政面では大変厳しい状況では有りますが、皆様のご協力と経費圧縮をして運営をして行きます。

（今年度は自粛から助成金は申請できないと考えています）

災害ボランティアに必要な機材購入は基本行わず、必要となった場合にはレンタルまたはリースにて調達する方針です。

### 議案に関して

#### 1：第6期予算に関して（別紙）

通信費（インターネット・電話・FAX）の負担をお願い致します。

#### 2：定款変更

##### 1) 非営利団体で有る条項を加えます

昨年の総会承認事項を反映させます。

##### 2) 団体名変更

税務署・金融機関からの要請があり、団体名の短くします。

理由は相手への振込や相手からの振込時に団体名が長く証跡に表示されない改善を望むとの通達によります。

通帳の名義が手書きの為、繰越がATMでは出来ない。

## 新型コロナウイルスの感染状況下のダッシュ隊大阪の災害対応ガイドライン（案）

新型コロナウイルスの影響下において自然災害が起きた場合、これまでの災害支援で行われていた現地に駆けつける支援を見直す必要が有ります。

また、現時点では無症状での感染拡大が出てきています。  
加えて2次・3次の感染拡大も懸念しておかなければならないです。

私個人の経験からPCR検査を受ける事の難しさを痛感しております。

そこで、ダッシュ隊大阪としての自然災害発生時の災害復旧支援に対するガイドラインを制定しておく必要があると考えています。

JVODのガイドラインを参考に独自のガイドラインとしたいと考えています。

基本的な考えとしてはJVODのガイドラインに沿って、災害発生時に現地社会福祉協議会または信頼出来る団体からの要請があった場合に活動を検討します。

すなわち、現地へ行って感染させない・感染を持ち帰らない事が重要と考え、今年度は活動を自粛する事を基本とします。

注) 災害系団体として災害発生時に、何故現地活動をしなないかの説明が必要であり、団体としてガイドラインが無ければならぬと考えます。

活動する場合は以下の項目を基本とします。

- 1：地元での災害復旧を主眼としてダッシュ隊大阪としては後方支援を主体とします。  
(後方支援として何をするか?・何が出来るか?は要検討)
- 2：要請を受けた場合には現地への調査・調整は理事及び理事会の依頼した会員が行います。
- 3：調査・調整後活動の判定は理事会で決定する。
- 4：活動をする場合の暫定目安として本拠の大阪から直線で150キロ範囲内とする。  
(各自の居住地近辺での活動時も同様とする)
- 5：上記範囲内であっても、感染状況によっては活動しない事がある。
- 6：宿泊を伴う活動は行わない。(現地活動拠点設置は出来ない)

7：日帰りでのみ活動可能とする。

8：今年度は三密を避け、感染への影響を考えボランティアバスの企画は行わない。

9：万が一の活動時のために以下の装備を準備しておく。(今期予算で購入)

- 1) マスク
- 2) フェースガード
- 3) 石鹸 (ハンドジェル等)
- 4) 消毒液
- 5) 体温計
- 6) 使い捨て手袋

10：感染リスクを避けるために、原則としてレンタカーの利用は行わない。

11：活動前後の接触者は各自記録を残し、必要時にダッシュ隊大阪に報告する事。

12：活動者は出発前後及び活動期間中の検温結果・体調の変化の有無をダッシュ隊大阪に報告する事。

13：発熱がある場合及び熱はなくとも体調がいつもと違うなどの場合は活動に参加しない事。

14：再度の緊急非常事態宣言が出された場合は、上記の条件を満たしたとしても活動は自粛する。

15：活動時の後2週間は次の活動への参加は自粛する事。

災害が起こった場合、各関係機関と充分協議を行い、上記ガイドラインを念頭に置きつつも、臨機応変に対応する場合もある。(理事会で協議し、決定していく。)

尚、徳島県に関しては海陽町社会福祉協議会との協定・ダッシュ隊徳島との友好関係からガイドラインとは別で協議して決定する。